申告時の注意事項

○申告納付期限について

事業年度終了日から2か月以内です。

○電子申告について

エルタックスによる電子申告ができます。ぜひご利用ください。

○免税点の判定について

資産割・従業者割ともに、事業年度末日時点での合計床面積あるいは従業者数から、非課税床面積あるいは非課税従業者を引いた値で判定します。詳しくは簡易判定図をご覧ください。

○図面の提出について

非課税施設(※)、特例施設(※)、減免施設(※)、休止施設及び貸付施設がある場合には、該当箇所が示されている図面を必ず添付してください。なお、前年度と変更がない場合は省略できます。 ※対象施設の詳細は、ホームページ上に掲載の事業所税の手引 P33~の別表をご参照ください。

<u>Oトイレの扱いについて</u>

トイレは原則業務用施設とみなされます。

○更衣室の扱いについて

業務用施設と認められない場合のみ福利厚生施設として扱います。

※制服の着用が就業規則等で義務付けられている場合は業務用施設となります。

〇不申告等の措置について

正当な理由なく申告期限後に申告をした場合や、事実と相違した内容で申告をした場合には、不申告加算金及び過少申告加算金が課されることがあります。また、これが故意になされた場合には重加算金が課されます。

○減免の申請期限について

納期限前7日までに減免申請書、減免申請書添付書類及び履歴事項全部証明書(事業年度終了後に取得したもの)を提出してください(必着)。申請期限までに提出がない場合は減免が受けられません。 ※審査のため、申告書も併せてご提出ください。

○事業所の新設・廃止について

- ①既存の事務所又は事業所(以下事業所等)と<u>別敷地</u>に事業所等を新設・廃止した場合
 →月割で計算します。
- ※算定期間の月数は暦によって計算し、1か月に満たない端数が生じた場合は切り上げます。
- ※算定期間の中途において事業所等を新設した場合は翌月から月数を計算します。例 事業年度が4月1日~3月31日の法人が5月1日に事業所等を新設(別敷地) した場合算定期間の中途に新設しているため、翌月(6月) から月数を数えます。よって、使用した期間は10か月となります。
- ※算定期間の開始日において事業所等を新設した場合は、開始日に属する月から計算します。例事業年度が4月1日~3月31日の法人が4月1日に事業所等を新設(別敷地)した場合算定期間の開始日に新設しているため、使用した期間は12か月となります。
- ②既存の事業所等と同一敷地に事業所等を新設・廃止した場合
- →月割での計算は行わず、事業年度終了日の面積で課税となります。
- 例)事業年度が4月1日~3月31日の法人が5月1日に事業所等を新設(同一敷地)した場合同一敷地での新設のため、既存分に新設分を足した面積で12か月課税となります。
- 例)事業年度が4月1日~3月31日の法人が2月1日に事業所等を廃止(同一敷地)した場合同一敷地での廃止のため、廃止分を差し引いた面積で12か月課税となります。
- ※事業所等を賃貸により新設した場合は、一般的に賃貸借期間の開始日が新設日となります。

〇消防用設備等・特殊消防用設備等・防災用設備等の非課税について

対象となるのは、特定防火対象物(手引き P37 の表 1) に設置される設備(手引き P39 の表 2) に限られます。

避難通路は、<u>前橋市火災予防条例(手引き P41 の表 3)に規定されるものに限られます</u>。また、<u>通</u> 路すべてが非課税の該当とはなりませんのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、事前にご相談ください。

問合せ先

前橋市役所 市民税課 法人市民税係

電 話 027-898-5961(直通)

027-224-1111(代表)内線 2961

FAX 027-224-1321

E-Mail siminzei@city.maebashi.gunma.jp(代表)

事業所税簡易判定図(資産割)



